

【環境委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院（154回国会）提出1件であり、可決された。

また、本委員会付託の請願1種類2件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

自然再生推進法案は、154回国会に衆議院に提出され、同院で継続審査となり、今国会、同院で修正され、本院に提出されたものである。その内容は、自然と共生する社会の実現を図るとともに、地球環境の保全に寄与するため、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生推進基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進しようとするものである。委員会においては、自然再生事業と公共事業との関係、自然再生協議会等の構成員の在り方、本法律案におけるNPO等の位置付け等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、日本共産党より、中央自然環境調査委員会の設置等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、7項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月5日、環境及び公害問題等に関する調査を行うことを決定した。鈴木環境大臣より、環境行政に対する発言があった。

同月7日、環境問題に対する環境大臣の基本的認識、京都議定書の目標達成に向けての環境と経済の両立策、地球温暖化防止対策と環境税の導入問題、環境教育の振興策、産業廃棄物処理の現状と産業廃棄物処理税の導入の必要性、東京大気汚染訴訟第一審判決をめぐる諸問題、合併処理浄化槽の推進等健全な水循環の在り方、国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立て問題等について質疑を行った。

同月19日、埼玉県における自然再生事業に関する実情調査のため、荒川中流「三ツ又沼ビオトープ」及び「くぬぎ山地区」を視察した。

(2) 委員会経過

○平成14年11月5日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 環境問題に対する環境大臣の基本的認識に関する件、京都議定書の目標達成に向けての環境と経済との両立策に関する件、地球温暖化防止対策と環境税の導入に関する件、環境教育の推進策に関する件、産業廃棄物処理の現状と産業廃棄物処理税の導入に関する件、東京大気汚染公害訴訟第一審判決をめぐる諸問題に関する件、合併処理浄化槽の推進等健全な水循環の在り方に関する件、国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立てに関する件等について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事志賀櫻君に対し質疑を行った。

○平成14年11月26日（火）（第3回）

- 自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員谷津義男君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田端正広君から説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）（衆議院提出）について参考人グラウンドワークおおたかの森トラスト代表足立圭子君、日本湿地ネットワーク菅波完君、財団法人日本生態系協会会长池谷奉文君及び第二東京弁護士会公害対策・環境保全委員会委員関口佳織君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本公一君、同谷津義男君、発議者・修正案提出者衆議院議員奥田建君、同田端正広君、鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（第154回国会衆第46号） 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、国連

なお、附帯決議を行った。

○平成14年12月12日（木）（第6回）

- 請願第76号外1件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）

【要旨】

本法律案は、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るとともに、地球環境の保全に寄与するため、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等をすることをいうこととする。
- 2 自然再生についての基本理念を明らかにするとともに、政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための自然再生基本方針を定めなければならないこととする。
- 3 「自然再生事業」を、自然再生を目的として、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施される地域主導の事業と位置付け、事業の着手後も自然再生の状況を監視し、その結果を当該事業に反映させることという順応的な方法により実施されなければならないこととする。
- 4 自然再生事業を実施するに際しては、その実施者が地域住民、専門家、関係行政機関等とともに「自然再生協議会」を組織することとする。また、この協議会における協議結果に基づき、自然再生事業を実施することとする。
- 5 国及び地方公共団体の責務として、地域住民、特定非営利活動法人等が実施する自然再生事業について必要な協力をするよう努める旨を定め、国及び地方公共団体は自然再生を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めることとする。
- 6 環境省、農林水産省、国土交通省等の職員で構成する「自然再生推進会議」を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために連絡調整を行うこととする。また、その際には、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する「自然再生専門家会議」の意見を聞くこととする。
- 7 この法律は、平成15年1月1日から施行する。また、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法に基づく自然再生事業は、従来からの公共事業の延長として行われるものではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として実施される旨を周知徹底すること。
また、全ての自然再生事業において、工事等を行うことを前提としない自然の回復力に任せることにより自然再生を行う方法も十分考慮すること。
- 2 自然再生における客観的かつ科学的知見に基づく評価の重要性にかんがみ、自然再生

全体構想の作成に当たっての調査及びその評価方法を自然再生基本方針に明記すること。また、自然再生協議会は、自然再生が地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されるよう十分留意すること。さらに、当該自然再生事業の事前・事後を通じ、その科学的評価結果を踏まえた自然再生事業実施計画の作成又は見直しに関する事項について自然再生基本方針に明記すること。

- 3 自然再生協議会の組織・運営の適正化を図るため、同協議会の組織化に当たっての幅広い参画機会の確保及び外部からの意見聴取や情報公開の徹底等、透明性確保に関する事項を自然再生基本方針に明記すること。
- 4 自然再生事業の対象となる区域については、あらかじめ当該区域の自然環境の特性について専門家の参加のもと適切かつ十分な調査が行われ、自然再生の必要性が客観的かつ科学的に明らかにされた区域とすること。
- 5 自然再生専門家会議においては、個々の自然再生事業の実施状況についても把握するとともに、外部からの幅広い意見聴取に努めること。また、同専門家会議及び自然再生推進会議においては、情報公開の徹底を図ることによって、その透明性の確保に努めること。
- 6 自然再生事業の実施に当たっては、自然再生協議会へのNPO等の参加についてその公平性の確保に努めるとともに、NPO等の主体的役割の確保を図り、NGO等が従来から地域で行っていた自然再生に関する取組についても十分尊重すること。また、その自主性を尊重しつつ、NPO等に対する財政的・技術的支援措置を講ずるよう努めること。
- 7 地方公共団体が地域の自然環境の特性等に応じた自然再生に関する施策を策定し、及び実施することにつき、これを十分尊重するとともに、必要な支援措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
154 回 46	自然再生推進法案	谷津 義男君 外6名 (14. 7. 24)		14. 11.19	14. 11.25	14. 12. 3 可決 附帶	14. 12. 4 可決	14. 10.18 環境	14. 11.19 修正	14. 11.19 修正

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議